

障害者差別解消法 及び 大阪府障がい者差別解消条例について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成28年4月1日に施行されました。

大阪府では障害者差別解消法の施行と同時に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(大阪府障がい者差別解消条例)」を施行し、障がい者差別の解消に向けた取組みを進めてきましたが、さらなる共生社会の実現のために、令和3年4月1日に条例を改正しました。

<条例の主な改正内容>

- ・ **事業者による合理的配慮の提供の義務化**
- ・ あっせんの対象に事業者による合理的配慮の提供に関する事案を追加

障害者差別解消法・大阪府障がい者差別解消条例のポイント

障がいを理由とする差別とは？

不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害すること

合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を提供しないことで、権利利益を侵害すること

その他、不適切な行為等

法上の差別の類型には該当しないが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度

行政機関等と事業者求められる対応

	障害者差別解消法		府条例
	行政機関等	事業者	行政機関等・事業者
不当な差別的取扱い	してはいけません	してはいけません	してはいけません
合理的配慮の提供	しなければなりません	行うよう努めなければなりません※	しなければなりません

国の基本方針に即して

当該機関における取組みについて「対応要領」を作成

事業分野別に主務大臣が「対応指針」を作成

※改正法施行により、令和6年4月1日から法律においても法的義務（しなければなりません）となります

環境の整備

不特定多数の障がいのある人を主な対象として行われる事前的改善措置（バリアフリー化や人的支援、情報アクセシビリティの向上等）を「環境の整備」として、行政機関等や事業者に対する一般的責務に位置づけ

障がい者、事業者、府民とは？

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

事業者

商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体が、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者

府民

府内に住み、働き、学ぶすべての人、府内に事務所や事業所がある法人や団体

障がいを理由とする差別に関する相談と解決の仕組みとは？

市町村

相談窓口

大阪府内の市町村すべてに、身近な窓口として障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置

府

広域支援相談員

市町村の相談機関における相談事案の解決を支援。障がいのある人等や事業者からの直接相談にも対応

府

大阪府障がい者差別解消協議会（解消協）

- ・解消協の下に合議体を組織。合議体は広域支援相談員への助言や、解決困難な紛争事案のあっせんを行う
- ・事業者があっせんに従わない場合、知事は勧告や公表ができる

福祉事業者に求められること ①

○ 障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められており、民間事業者に関しては、事業を所管する各主務大臣が、事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成しています。

福祉事業者を対象として、「福祉事業者向けガイドライン「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」が厚生労働省により定められていますので、ご確認の上、主体的な取組みをお願いします。

[ホームページ](#)

[厚生労働省 障害者差別解消法](#)

[検索](#)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/

福祉事業者に求められること ②

○ 大阪府では、障がい者差別について府民の関心と理解を深めるために、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を作成しています。何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて、考え方を示すとともに、具体的な事例なども取りまとめています。

各事業者での取組みにあたっては、大阪府障がい者差別解消ガイドラインも参考にしてください。

<福祉サービス分野での事例> ～大阪府障がい者差別解消ガイドライン(第3版)より抜粋～

*不当な差別的取扱いになりうる具体的な事例

- ・ サービス事業者が、多動を伴う障がいのある人に対して、一律に福祉サービスの提供を拒否する。
- ・ 正当な理由なく、対応の後回しや、サービス提供時間を変更または限定する。

*望ましい合理的配慮の具体的な事例

- ・ 契約書、しおり等書類や掲示物にルビ打ちや分かち書きをする。
- ・ 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整をする。

ホームページ

障がいを理由とする差別の解消に向けて

検索

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>